

保健所における主な取組について

No	取組項目	課名	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]	令和6年度 [概要、方向性、考え方等]
1	医務・厚生統計	保健医療課	<p>○医療法等に基づく事務</p> <p>1 医務関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所等の開設許可や届出の受理及び立入検査 ・病院に対する立入検査(年1回)(医療法第25条) <p>※ R2～R4年度においては、医療機関の感染症対応等を考慮し、主に書面審査のみで対応。新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行した5年度は、市内全病院(43病院)に対し、コロナ禍前の令和元年度以前と同様、人員・構造設備・管理体制などの各項目について、院内ラウンド(現地立入)を含め、立入検査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の免許に係る進達業務 <p>2 医療相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療に関する疑問や不安、医療法等に関すること等の相談に対応 <p>3 厚生統計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活基礎調査、患者調査、受療行動調査、医療施設静態調査、人口移動調査 	<p>○医療法等に基づく事務</p> <p>1 医務関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所等の開設許可や届出の受理及び立入検査 ・病院に対する立入検査(年1回)(医療法第25条) ・医療従事者の免許に係る進達業務 <p>2 医療相談窓口の運営</p> <p>3 厚生統計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活基礎調査、世帯動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査
2	公害補償	保健医療課	<p>1 公害保健関連事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付等 ・公害認定患者の健康の回復、保持、増進に向けた取組の推進 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害患者の認定・更新、公害補償費の支給 ・保健師による健康指導、相談、インフルエンザ予防接種の費用助成 <p>2 石綿(アスベスト)検診事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度より環境省が実施する調査事業「石綿読影の制度に係る調査」の受託を受け、石綿検診を実施。 ・堺市アスベスト対策推進本部会議の構成員として、検診制度の周知や、アスベスト健康被害についての正しい知識の普及啓発など、アスベストにかかる市民の健康に関する取組みを推進。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿(アスベスト)検診の実施 (申込者数 令和4年度:68人、令和5年度:47人) ・「アスベスト健康手帳」(新規受診者に配布) ・石綿健康被害救済制度 <ul style="list-style-type: none"> ①給付申請の受付 ②制度の周知(広報紙・ホームページ掲載、SNS発信) 	<p>○公害保健関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害認定患者に対する補償給付事務を着実に実施する。 ・コロナ禍の期間中、縮小していた保健師による訪問指導について、呼器疾患を有する公害認定患者に募った不安の解消に重点を置き、指導内容の充実を図る。 <p>○石綿(アスベスト)検診事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿(アスベスト)検診の継続実施 ・「アスベスト健康手帳」(新規受診者に配布) ・石綿健康被害救済制度 <ul style="list-style-type: none"> ①給付申請の受付 ②制度の周知(広報紙・ホームページ掲載、SNS発信)

保健所における主な取組について

No	取組項目	課名	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]	令和6年度 [概要、方向性、考え方等]
3	難病対策	保健医療課	<p>1 難病患者支援関係事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく指定難病患者等への医療費助成 難病患者の療養生活の質の向上や在宅での適切な医療の確保 (対象疾病数:指定難病338、小児慢性 788) <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定難病患者に対する医療費等の給付 個別療養支援(本庁・各保健センターによる個別療養支援) 難病患者支援センターの運営管理(患者・家族交流会、学習会、就労相談、電話医療相談) など 小児慢性特定疾病児童に対する医療費等の給付 本市医療費助成受給証交付数(令和5年度末現在) 指定難病7,487人、小児慢性特定疾病863人 <p>2 骨髄移植普及促進事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨髄移植への理解を深め、ドナー登録協力への意識の醸成 ドナーが骨髄提供しやすい環境整備 <p>【主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO法人関西骨髄バンク推進協会(H29年連携協定締結)、大阪府、日本赤十字血液センター、企業等と協働・連携 献血併行型ドナー登録会の実施 クラウドファンディングによる寄附金の募集(R1まではNPO法人関西骨髄バンク推進協会、R2以降は堺市) 大阪府立大学の学生を対象とした勉強会での啓発 骨髄移植に関する医療講演会の開催 大阪府、大阪市と共に骨髄バンクドナー登録説明員の養成研修会の開催 	<p>○難病患者支援関係事業</p> <p>難病法に基づく指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成及び難病患者の療養生活の質の向上や在宅での適切な医療の確保に向けた取組につき、引き続き実施。 (対象疾病数:指定難病341、小児慢性 788)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月1日から、医療費助成の開始時期を従来の「申請日」から「重症度を満たしたと医師が診断した日」に前倒しが可能となった。 →前倒し期間は「原則1か月」。やむを得ない理由がある場合は3か月まで遡りが可能となり、柔軟な対応を実施。 令和6年4月1日から、指定難病にかかっていることを証明する「登録者証」の発行開始。(患者からの申請により発行) →指定難病患者の証明が可能となり、各福祉サービスやハローワーク等の支援における利用促進。 <p>○骨髄移植普及促進事業</p> <p>骨髄移植のより一層の普及を促進するため、NPO法人関西骨髄バンク推進協会との連携をより強化し、献血併行型ドナー登録会の拡充や、骨髄移植についての啓発活動を行う。</p> <p>★若年層向け「骨髄バンク登録の理解やドナー登録促進のための啓発」 令和6年11月 実施予定 市内の大学、専門学校の特別授業の場で骨髄移植や骨髄ドナーについて理解を深める講演を実施する。</p>
4	結核対策	感染症対策課	<p>R4年 結核り患率 14.6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○患者管理・・・結核患者全員にDOTSを引き続き行い、実施率95%以上(国基準)を維持した。(R4年登録患者実績100%) ○接触者健診・・・受診率の向上をめざし面接や電話での勧奨を継続し発病の早期発見とまん延を防止した。 ○肺がん・結核検診・・・小学校等地区会場へ胸部エックス線検診車を出勤させ、40歳以上の一般市民を対象に、胸部エックス線検査を実施し結核の早期発見を図った。 ○結核ハイリスク者検診 ハイリスクグループである外国出生者を広く受け入れている日本語教育機関に対し結核検診の実施を働きかけるため、アンケート調査を実施した。 	<p>R5年 結核り患率 12.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○患者管理・・・結核患者全員にDOTSを引き続き行い、実施率95%以上(国基準)を維持する。(R5年登録患者実績100%) ○接触者健診・・・受診率の向上をめざし面接や電話での勧奨を継続し発病の早期発見とまん延を防止する。 ○肺がん・結核検診・・・小学校等地区会場へ胸部エックス線検診車を出勤させ、40歳以上の一般市民を対象に、胸部エックス線検査を実施し結核の早期発見を図る。また市民の受診機会を拡充するため、令和6年9月より、市内協力医療機関での個別検診を開始し、肺がん・結核の集団検診を令和6年度末で廃止する。 ○結核ハイリスク者検診 令和5年度に実施したアンケート調査を踏まえ、日本語教育機関での結核検診を実施する。

保健所における主な取組について

No	取組項目	課名	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]	令和6年度 [概要、方向性、考え方等]
5	感染症対策	感染症対策課	<p>○風しん対策事業として、既存の妊娠希望女性等への助成事業に加え、抗体価の少ない特定の年代の男性に対しての抗体検査を実施し、抗体価が低い方を予防接種につなげる取り組みを行った。また、国の「風しんに関する特定感染症予防指針」により、1例発生からの積極的疫学調査対応を行った。</p> <p>○肝炎フォローアップ事業の評価と、より効果的な実施内容を検討するとともに、国や府の制度の動向を注視し、変更があった場合には必要な対応を行った。</p> <p>○夜間 HIV検査の際に梅毒検査を同時実施し、性感染症に対する受検機会を拡大した。</p> <p>○HIV/AIDSに対する理解を深めるために、中核拠点病院と連携し研修会を開催した。</p> <p>○国、検疫所や府で実施される訓練や研修会に参加し、平時から危機対応に備えてのスキルを身に付けるため、市立総合医療センターとの1類感染症患者移送訓練を実施した。</p>	<p>○風しん対策事業として、既存の妊娠希望女性等への助成事業に加え、抗体価の少ない特定の年代の男性に対しての抗体検査を実施し、抗体価が低い方を予防接種につなげる。また、国の「風しんに関する特定感染症予防指針」により、1例発生からの積極的疫学調査対応を行う。</p> <p>○肝炎フォローアップ事業の評価と、より効果的な実施内容を検討するとともに、国や府の制度の動向を注視し、変更があった場合には必要な対応を行う。</p> <p>○夜間 HIV検査の際に梅毒検査を同時実施し、性感染症に対する受検機会を拡大する。</p> <p>○HIV/AIDSに対する理解を深めるために、中核拠点病院と連携し研修会を開催する。</p> <p>○国、検疫所や府で実施される訓練や研修会に参加し、平時から危機対応に備えてのスキルを身に付ける。 例)市立総合医療センターとの1類感染症患者移送訓練</p>
6	予防接種	感染症対策課	<p>○国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、4ヵ月、10ヵ月、1歳6ヵ月、3歳、就学前に各乳幼児健康診査の機会や市内幼稚園・こども園を通じて接種勧奨の案内を配布した。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付した。</p> <p>○乳幼児期に受ける予防接種についても、麻しんと同様に接種勧奨、広報による周知を実施し、95%以上の接種率を目標とした。</p>	<p>○国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、4ヵ月、10ヵ月、1歳6ヵ月、3歳、就学前に各乳幼児健康診査の機会や市内幼稚園・こども園を通じて接種勧奨の案内を配布する。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付する。</p> <p>○乳幼児期に受ける予防接種についても、麻しんと同様に接種勧奨、広報による周知を実施し、95%以上の接種率を目指す。</p>

保健所における主な取組について

No	取組項目	課名	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]	令和6年度 [概要、方向性、考え方等]
7	<p>食品衛生 (食品衛生法改正に伴うHACCPによる衛生管理の普及と定着)</p>	<p>食品衛生課</p>	<p>【目的】 食品衛生法で規定されたHACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者が円滑に取り組むことができるよう、施設監視時などの機会を捉え、きめ細かく指導する。</p> <p>【取組】 ・年間を通じて監視指導計画に基づく食品等取扱施設への立入監視 ・衛生管理計画の策定や日々の衛生管理を記録できる一般飲食店向けの衛生管理ファイルや手引書を窓口で配布 ・立入監視時に衛生監視ファイルや手引書の記録確認と助言 ・食品衛生責任者実務講習会の動画配信(情報のアップデート) (配信内容:一般飲食店・製造業向け、集団給食施設向け) ・食品衛生責任者実務講習会の集合型講習会の開催(6月) ・HACCPに沿った衛生管理に係る助言や指導を行う食品衛生監視員を育成するために、国や関係機関が実施する専門的な研修会や講習会を受講</p> <p>※HACCP(ハサップ)とは 原材料から最終製品に至るすべての製造工程において、どのような危害発生の可能性があるかを分析し、危害発生を防止するために重要な工程を管理し、記録化する衛生管理の手法のこと。</p>	<p>【目的】 食品衛生法で規定されたHACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者が円滑に取り組むことができるよう、施設監視時などの機会を捉え、きめ細かく指導する。</p> <p>【取組】 ・年間を通じて監視指導計画に基づく食品等取扱施設への立入監視 ・衛生管理計画の策定や日々の衛生管理を記録できる一般飲食店向けの衛生管理ファイルや手引書を窓口で配布 ・立入監視時に衛生監視ファイルや手引書の記録確認と助言 ・インターネット動画配信による食品衛生責任者実務講習会の実施 参加者数が限定される集合型講習会は廃止し、より多数の視聴数が期待できる動画配信方式とした。動画視聴が困難な事業者やオンラインでの受講を望まない事業者に対しては、監視指導の際にきめ細かな啓発を実施する。 ・HACCPに沿った衛生管理に係る助言や指導を行う食品衛生監視員を育成するために、国や関係機関が実施する専門的な研修会や講習会を受講</p>
8	<p>食品衛生 (食中毒予防の正しい知識の普及と啓発)</p>	<p>食品衛生課</p>	<p>【目的】 依然としてノロウイルス、カンピロバクター食中毒が全国で多発している。このため、事業者に対し、講習会や監視時に機会を捉え、十分な手洗いと鶏肉は十分加熱して提供することを指導する。市民には鶏肉の生食の危険性を出張講習会、ホームページ、広報さかい、SNS等を通じて周知し、食中毒発生の低減を図る。</p> <p>【取組】 (事業者向け) ・(再掲)監視指導計画に基づく食品等取扱施設への立入監視 ・(再掲)食品衛生責任者実務講習会の動画配信等 (市民向け) ・出張講習会の開催 ・食中毒予防週間(8月)中の啓発ブース出展、啓発うちわの配布 ・各区分民まつりで食中毒予防のブース出展 ・広報さかいやホームページへの掲載 ・食中毒予防動画の配信 ・SNS(市公式アカウントのLINE、Twitter、Facebook)に投稿</p>	<p>【目的】 令和5年には堺市内でノロウイルス、カンピロバクター食中毒が多く発生した。このため、事業者に対しては特に以下の項目について重点的に指導を実施する。また、令和7年4月開催の2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催に伴う食中毒を予防するため、関連施設の監視指導を実施する。市民には出張講習会、ホームページ、広報さかい、SNS等を通じて食中毒予防の正しい知識を普及啓発し、食中毒発生の低減を図る。</p> <p>【事業者向けの取組】 前年度の取組に加え、以下の取組を特に重点的に実施 ・ノロウイルス食中毒予防対策 調理従事者の手洗いの励行、健康状態の確認、食品の衛生的取扱いについての指導等 ・カンピロバクター食中毒予防対策 鶏肉を十分加熱して提供することなど鶏肉の取扱いについての指導 ・大規模弁当調製施設及び2025年日本国際博覧会関連施設の監視</p> <p>【市民向けの取組】 ・出張講習会の開催 ・食中毒予防週間(8月)中の啓発ブース出展、啓発うちわの配布 ・各区分民まつりで食中毒予防のブース出展 ・広報さかいやホームページへの掲載 ・食中毒予防動画の配信 ・SNS(市公式アカウントのLINE、X(旧Twitter)、Facebook)に投稿</p>

保健所における主な取組について

資料3

No	取組項目	課名	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]	令和6年度 [概要、方向性、考え方等]
9	狂犬病予防と動物の愛護及び管理 (狂犬病予防の取組)	動物指導センター	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飼い犬登録と狂犬病予防注射の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市内で飼育する飼い犬について、市への登録と毎年1回の狂犬病予防注射を実施してもらうよう、広報等での啓発を行った ・4月に協力動物病院で集合注射を実施した ○放浪犬の収容 <ul style="list-style-type: none"> ・市内を放浪している犬を捕獲し、センターに収容した ○飼い犬の咬傷事故への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬咬傷届出書を提出した飼い主には、適正な犬の管理について助言指導を行い、再発防止に努めた 	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狂犬病予防注射接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・3月下旬に犬の飼い主へ狂犬病予防注射を実施についての案内通知を送付 ・4月から6月の実施期間内に予防注射を実施するよう啓発 ・4月に協力動物病院を会場とする屋内集合注射を実施 ○放浪犬の収容 <ul style="list-style-type: none"> ・市内を放浪する犬の通報があれば、現地へ出向き捕獲し、収容する ○飼い犬の咬傷事故への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・咬傷事故を起こした犬の飼い主に飼い犬咬傷届出書の提出と必要な助言や指導を行い、再発の防止に努める
10	狂犬病予防と動物の愛護及び管理 (動物愛護推進の取組)	動物指導センター	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正飼育の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報紙などを活用し、飼育動物の適正飼育について啓発を行った ・多頭飼育などの不適正飼育に対し、近隣へ迷惑をかけず適正な飼育を行うよう指導や啓発を行った ・犬と猫の適正飼育講習会を各1回実施し、犬猫の飼い主へ啓発した ・9月に開催した動物愛護フェアでは、府立農芸高校の学生企画のウサギ・モルモットとのふれあい体験や手形アート企画など実施した ・動物取扱業者に対し、適正な飼育管理と業の実施についての監視や指導を行った ○犬猫等の引取り・収容 <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由で飼育継続できない犬、猫について引取り収容した ・所有者不明の犬猫や負傷若しくは疾病に罹った所有者不明の犬猫等を引取り収容した ○収容犬猫の譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡が可能な収容犬猫は新たな飼い主へ譲渡 ・猫の譲渡推進施設を整備して、成猫の譲渡や適正飼育の啓発を実施 ○地域猫活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・活動グループへの不妊手術費用の一部助成事業を実施、前年度より助成頭数が増加した(R4年度:22団体210頭⇒R5年度:24団体303頭) 	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正飼育の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報紙など各種媒体を活用して飼育動物の適正飼育についての啓発を行う ・個別の不適正飼育などに対し、正しい飼い方の指導や啓発を行う ・小学生を対象とした動物愛護教室を開催する ・動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めるため、動物愛護フェアを開催する ・動物取扱業の飼養施設及び特定動物飼養施設において、動物を適正に飼養保管するよう施設への立入調査や監視指導を行う ○犬猫等の引取り・収容 <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主から飼い犬、飼い猫の引取り相談には、やむを得ない事情を除き、飼育継続の方法や新たな飼い主への譲渡など終生飼育の助言や指導を行う ・所有者不明の犬猫を保護・収容した場合、飼い主へ返還するよう努める ○収容犬猫の譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・収容した犬・猫について、必要な治療等を行う等により、可能な限り新たな飼い主へ譲渡するよう取り組む ・猫譲渡推進施設を活用し成猫の譲渡に取り組む ○地域猫活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・活動支援として不妊手術費用の一部助成を実施 ・助成可能頭数を1団体あたり15頭から30頭へ拡充 ○動物指導センターの施設更新(建替え) <ul style="list-style-type: none"> ・市民の動物愛護意識の向上、動物の適正な飼育及び管理の推進により、人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護の推進拠点としての動物指導センターの施設更新(建替え)を行う ・更新施設の設計業務、建築場所の地質調査業務を実施 ○動物愛護寄附金の募集 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度を活用。集まった寄附金は、収容動物の飼育や治療・検査等の費用、地域猫活動支援等に加え、動物指導センター施設更新(建替え)費用の一部にも活用 ・クラウドファンディングを実施(10月～12月)

保健所における主な取組について

No	取組項目	課名	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]	令和6年度 [概要、方向性、考え方等]
11	環境衛生・薬事 (毒物劇物取扱施設の監視指導)	環境薬務課	<p>【目的】 毒物や劇物の流出・漏洩事故の発生による重大な健康被害や保管管理不備による盗難・紛失等を未然に防止する。</p> <p>【主な取組内容】 毒物劇物販売業者、特定毒物研究者、毒物劇物業務上取扱者に対する登録・許可(届出)事務及び保管管理や危害防止対策の実施状況等の監視指導を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来取組内容に加え、今年度は令和7年4月から開催される「大阪・関西万博」への対応として、毒物劇物取扱施設の監視指導を強化する。具体的には、毒物劇物販売業者、特定毒物研究者、毒物劇物業務上取扱者(約160施設)に対して立入検査を実施し、毒物劇物の販売、取扱い及び保管等の状況を確認する。 また、他の行政機関や事業者等から毒物劇物に係る事故の通報等があった際は、立入検査を実施し状況確認の上、改善策、再発防止策等について指導を行う。
12	環境衛生・薬事 (薬局、店舗販売業、医療機器販売業・貸与業の監視指導)	環境薬務課	<p>【目的】 薬局、店舗販売業、医療機器販売業・貸与業に対する許可事務・監視指導を実施することで、市民の安全及び保健衛生の確保を行う。</p> <p>【主な取組内容】 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業に対する許可事務と監視指導及び健康食品の試買検査を実施する。 令和2～4年度においては、新型コロナウイルス感染症により立入による監視指導を縮小。令和5年度については令和元年度と同様に監視指導を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 薬局、店舗販売業及び医療機器販売業貸与業で、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき衛生的に医薬品等の管理が行えているか、また適切に医薬品等の販売授与が行えているかを立入検査を実施し確認する。 医薬品等の過剰摂取による健康被害を防ぐため薬の適正使用の啓発業務を実施する。併せて立入検査の際には、法令に定める濫用等のおそれのある医薬品について、他店での購入状況や、購入者が若年者である場合には氏名・年齢などを聞き取った上で、適正に販売を行っているかを確認する。 また、関係団体を通じて、薬局・店舗販売業に自己点検表と啓発のチラシを送付し、濫用等のおそれのある医薬品の販売対応についての自己点検を実施するよう周知する。
13	生活衛生 (害虫に対する市民理解の高揚と自主的な予防・防除行動の促進への取組)	生活衛生センター	<p>各害虫の発生期を見据え、生態や対処方法などを市民に事前周知し、害虫に対する市民理解の向上と自主的な予防・防除行動を促進するため、次の取組を充実。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各区役所での「ハチのパネル展示」、蚊防除活動の薬剤配付時にハチの初期啓発を行うなど能動的啓発を推進 ②市民相談に対する訪問調査回数をできるだけ増やし、フェース・トゥ・フェースを基本とした、市民目線に応じた啓発の実施 ③これまでの市民対応実績を踏まえ、啓発の効果的な時期を逸しないよう、広報への記事やホームページ更新を適宜実施 ④作成したチラシを情報コーナーなどに提供することで広報を強化 ⑤センター訪問者については、啓発コーナーへ積極的に案内し、職員対応による分かりやすい啓発を実施 <p>※令和5年度 市民相談件数(参考) 計 976件 (ハチ類640、セアカゴケグモ24、ネズミ60、その他252)</p>	<p>【衛生害虫等啓発事業】 業務内容を駆除型から指導・啓発型へと進め、市民が衛生害虫の生態や特性、対処方法を正しく理解することで、効果的な防除を促し、あわせて自主的な防除意識を高め、安全安心の確保と快適な生活環境の創出を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域実践活動 地域住民が主体となって取組む蚊の防除活動の普及促進 ○ハチ類の啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 市民が自主的にアシナガバチ及びスズメバチの初期の巣を駆除できるように職員による駆除指導を実施 ハチに悩む市民に寄り添うため、これまでの各区役所に加え、堺区・北区・美原区のホームセンターで、パネル展及びハチの駆除相談会を実施 ハチの標本教室を開催し、親子でハチの生態を学習する機会を提供 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ねずみ族及びその他衛生害虫の相談・啓発業務 災害時の消毒業務 空き家に発生する害虫に関する相談業務 住居環境改善援助事業 蚊サーベイランス調査業務